

第3章 基本理念・基本目標・施策の推進

1 基本理念

多くの市民は、誰もが住み慣れたそれぞれの家庭・地域で、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、だれもが社会参加でき、その人らしく、いきいきと豊かで自立した生活を送ることができる社会（地域共生社会）を望んでいます。

地域福祉計画をはじめ、本計画書を構成する各計画は、市民一人ひとりはもちろんのこと、地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業などとの協働により、地域共生社会の実現を目指して策定するものです。市総合計画の基本計画においても、分野別施策「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の中で「地域の人と人、そして行政が一体となって互いに支え合うことで、市民の誰もが生きがいをもって幸せに暮らせ、安全に安心して住み続けることのできるまち」を目指すことが掲げられており、本計画書の方向性と軌を一にするものです。

地域共生社会を実現するためには、地域生活課題を抱えた人の困りごとに気づき、適切な支援へつなぎ、一人ひとりの権利が守られ、人材や組織を育て、住民が支えあう地域、すなわち「地域共生力」の高い地域を創造することが不可欠であり、これは本市の福祉が目指す姿でもあります。

これまでに整理したとおり、地域福祉を取り巻く課題は近年ますます多様化しており、自分だけで解決できない地域生活課題を抱えている人や、世帯単位で複合的な課題を有しているケースは、本市の各種福祉相談窓口においても散見されるところです。しかし、そうした状態にあるとしても、一方的に福祉サービスなど支援の「受け手」として固定されるものではありません。たとえば経験に基づく助言を提供する、穏やかに人の話を受け止めるといったことを通じて、地域福祉の「支え手」となることは十分に可能です。また、そうした関わりが難しい重い認知症の人や重度障がいのある人であっても、

その人の周りに地域生活の輪が広がり、人と人のつながりを生み出していることは、地域福祉が人々の連携、協働を基調としている点を考えると、非常に意義深いことです。本計画書の対象を「すべての人々」としたことは、このように支援の「受け手」と「支え手」が時に入れ替わりながら、対等な立場で協働して地域福祉活動に関わる考え方を表したものです。

そして、「地域共生力」の高い地域づくりを目指していくためには、住民一人ひとりが、単に「支え手」と「受け手」として位置付けられるのではなく、時に必要な支援を得ながらであっても、自身の力を発揮していきいきと自分らしくあること、すなわち「輝く（かがやく）」ことが重要です。

以上を踏まえ、本計画書を全体として貫く基本理念を次のとおり定めます。

【本計画書の基本理念】

わたしたち一人ひとりが輝く（かがやく）

共生のまち ひらつか

「輝く（かがやく）」に込めた思い

「輝く」には「まばゆいほどきらめく」「きらきら光る」「いきいきとして明るさがあふれる」といった意味があります。年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、その人らしく社会との接点を持ちながら暮らすことができるとき、人はいきいきと輝きます。そして、地域福祉活動が活発な「地域共生力」の高い地域は、支援の有無にかかわらず、すべての人が輝くことのできる地域です。

このように、「地域で輝き、地域が輝く」平塚を目指して、本計画書では「輝く」という言葉を理念に採用しました。

2 基本目標

一人ひとりが輝く（かがやく）共生のまちづくりを推進するためには、本市、市社協の取組だけでなく、地域住民や地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業などが、それぞれ主体的に地域福祉活動へ参画することが求められます。

また、本計画書は地域福祉計画を含む5つの計画で構成されていることから、基本理念の実現に向け、それぞれの計画で共有すべき方向性を示す必要があります。こうしたことを踏まえ、本計画書における基本目標を次のとおり定めます。

【本計画書の基本目標】

基本目標 1

気づく ～悩みやSOSに気づくことができる地域づくり～

地域の中には、自殺さえ考えるような生活上の深刻な悩みを抱える人や、経済的困窮などでSOSサインを発している人もいます。そうした状況にある人は、悩みごとの特性上、自ら困りごとを周囲に伝えることが難しいものです。そこで、地域住民や職場同僚などが、深刻な悩みを抱え、助けを求めている人に気づくことができる地域づくりを目指します。

基本目標 2

つなぐ ～くらしの困りごとを適切な支援へつなげる地域づくり～

深刻な悩みやSOSは、周囲の気づいた人が話を聞くことで落ち着きを取り戻せるケースも多くみられますが、他方で適切な相談機関や支援機関へつなげることによって根本的に状況を改善していくことも重要です。そこで、

経済的な困窮や判断力の低下といった生活上の困難が生じた場合でも、適切な支援につなげることができる地域づくりを目指します。

基本目標 3

守る ～一人ひとりの権利が守られる地域づくり～

認知症や知的障がいなどにより判断力が十分ではないとしても、人として尊重され権利が守られて暮らすことができる地域は、誰しものが安心して暮らすことのできる地域であるといえます。そこで、判断力の低下や生活の困窮などに対して、生存権や自由権といった基本的人権が守られる地域づくりを目指します。

基本目標 4

育てる ～人材、組織、意識を育てる地域づくり～

地域共生社会を実現するためには、住民はもちろんのこと、地区社協、福祉活動団体や地元企業などが協働して地域福祉活動をより良いものにするのが重要です。そこで、地域福祉への意識を醸成し、人材を育成するとともに、ボランティア組織等を育てる地域づくりを目指します。

基本目標 5

支えあう ～すべての人の主体的な参加により支えあう地域づくり～

地域福祉が目指すものは、すべての人が相互に支えあい、一人ひとりが輝き(かがやき)、安心して力を発揮することができる地域の創造です。そこで、すべての人が地域における福祉課題を共有し、主体的に解決に向けて取り組むことができる、「地域共生力」の高い地域づくりを目指します。

3 施策の推進の基本的な考え方

ここまで整理した基本理念、基本目標は、本計画書を構成する5つの計画における取組の基礎となるものですが、こうした方向性がそれぞれの計画で具現化されることが重要です。そのため、とりわけ複数の基本目標が連動することを念頭に置き、各計画における施策の推進の基本的な考え方を次のとおり定めます。

（第4期地域福祉計画）

一人ひとりが生きがいを持ち、安心して力を発揮することができる、地域共生力の高い支えあいの地域づくりを目指し、地域福祉活動の活性化や、総合的・横断的に取り組むべき相談体制の構築などを推進します。

（第3期地域福祉活動計画）

権利擁護を含む地域福祉活動への意識を醸成し、地域福祉人材や組織を育てる地域づくりを目指し、交流、つながりの創造や地域の支えあい活動の充実などを推進します。

（自殺対策計画）

地域住民や職場同僚などが、深刻な悩みやSOSを抱える身近な人からのサインに気づき、適切な支援へつなげることができる地域づくりを目指します。

（成年後見促進計画）

障がいや加齢による判断力の低下などがあっても、適切に成年後見制度などへつなぎ、一人の人として権利が守られる地域づくりを目指します。

(困窮者支援計画)

経済的な困窮など生活上の困難が生じた場合でも適切な支援へつながり、暮らしが守られる地域づくりを目指します。

